２　（略）

３　国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一　令第十一条の九に規定する応急仮設住宅

二～六　（略）

４　（略）

（占用料の徴収方法）

第四条　開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の同意をし、又は当該占用の協議が成立した日から一月以内に納入告知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

２・３　（略）

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
（略）						
外径が〇・〇七メートル未満のもの		六四	二七	一九	一六	一四
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		九二	三九	二七	二三	二〇
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		一四〇	五九	四一	三四	三〇
外径が〇・一五メートル以						

２　（略）

３　国土交通大臣は、開発道路に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一　令第十一条の八に規定する応急仮設住宅

二～六　（略）

４　（略）

（占用料の徴収方法）

第四条　開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十七の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の同意をし、又は当該占用の協議が成立した日から一月以内に納入告知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

２・３　（略）

別表（第三条関係）

占用物件	単位	占用料所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
（略）						
外径が〇・〇七メートル未満のもの		六四	二七	一九	一六	一四
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		九二	三九	二七	二三	二〇